

蜂蜜中の残留農薬に関する報道について

最近「ミツバチや蜂蜜がネオニコチノイド系農薬に汚染されている」といった内容での報道が散見され、国産蜂蜜の販売に大きな影響がでております。

ネオニコチノイド系農薬は、昆虫の神経をかく乱させることで毒性を発揮すると言われており、ヨーロッパでは、一部のネオニコチノイド系農薬について、2013年12月から使用が禁止されています。しかし、日本においては多くの農作物に使用されており、農薬によるミツバチの斃死等の発生や蜂蜜中の残留農薬報道により、養蜂家は日々頭を悩ませています。

当協会では、国産蜂蜜における残留農薬のデータを蓄積するため、現在、食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法又はこれに準じた試験法により、国産蜂蜜の中の残留農薬調査を200項目以上にわたりモニタリングしていますが、一部報道にあるような高い数値の蜂蜜は今のところ見つかっておりません。また、例え検出されたとしても食品衛生法第11条第3項に定められている残留基準値以内で、日常生活で食べる量であれば、人の健康にすぐに影響が出るものではありません。

当協会では、今後も国産蜂蜜における適正な試験法による残留農薬調査を継続して行い、その結果を注視していきたいと考えています。

なお、食品衛生法第11条第3項に定められている残留基準値は、以下のように設定されており、蜂蜜は他の食品と比べて非常に厳しい基準値（低い値）で設定または一律基準が適用されています。

食品衛生法第11条第3項に定められている残留基準値または一律基準の例（ネオニコチノイド系農薬）

（単位：ppm）

	蜂蜜	トマト	ミカン	イチゴ	桜桃	茶	米
アセタミプリド	0.2	2	0.5	3	5	30	0.01
イミダクロプリド	0.01	2	0.3	0.4	2	10	1
クロチアニジン	0.01	3	1	0.7	5	50	1
ジノテフラン	0.01	2	2	2	10	25	2
チアクロプリド	0.01	1	0.01	5	5	30	0.1
チアメトキサム	0.01	2	0.3	2	5	20	0.3
ニテンピラム	0.01	1	0.3	2	5	10	0.5

※蜂蜜については、アセタミプリドのみ0.2ppmの基準値が設定されているだけで、それ以外は厚生労働大臣の定める一律基準（0.01ppm）が適用されており、正式な基準値が設定されていない。